

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

資産税

★ 贈与により有期定期金の受給権を取得した場合

Q. 私は、このたび夫が掛金を負担していた定期金給付契約に基づく受給権を取得しました。この契約に基づく定期金は、10年間、毎年一定金額が支給されるというものです。この場合の取扱いは、どのようになりますか？

A. あなたは、定期金給付契約に基づく受給権を、ご主人からその支給が始まった時に、贈与により取得したものとみなされます。取得した定期金給付契約に基づく受給権は、有期定期金となり、次の①から③のいずれか多い金額で評価します。

- ① 定期金給付契約に関する権利を取得した時においてその契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額
- ② 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、定期金給付契約に関する権利を取得した時において一時金の給付を受けるとしたならば給付されるべき一時金の金額
- ③ 定期金給付契約に関する権利を取得した時におけるその契約に基づき定期金の給付を受け残りの期間に応じ、その契約に基づき給付を受けべき金額の一年当たりの平均額に、その契約に係る予定利率による複利年金現価率を乗じて得た金額

(例) 毎年1,500,000円の給付を10年間受ける権利を取得した場合

- ① 解約返戻金の金額 : 14,300,000円
- ② 一時金の額 : 14,370,000円
- ③ 予定利率による金額 : $1,500,000円 \times 9.222(注) = 13,833,000円$

(注) 予定利率1.5%の10年の複利年金現価率

- ①から③のいずれか多い金額
14,370,000円・・・評価額

★ 保険料負担者以外の者が受け取る生存給付金の取扱い

Q. 一時払いの生存給付金付特別終身保険の生存給付金を保険料負担者以外の者が受取った場合、どのように取り扱われますか？

A. 生存給付金付特別終身保険の生存給付金は、「生存給付金支払期間中の毎年の保険年度の満了時における被保険者の生存」を支払事由として、その支払事由の発生を条件として、支払事由の発生の都度、保険契約者があらかじめ指定した生存給付金の受取人に支払われるもので、生存給付金支払期間の途中で被保険者が死亡した場合には、被保険者が生存していた場合に支払われる残りの期間に係る生存給付金を、死亡保険金として、保険契約者があらかじめ指定した死亡保険金の受取人に支払われるというものです。

この生存給付金は、「生存給付金支払期間中の毎年の保険年度の満了時における被保険者の生存」が支払事由ということですから、保険年度の満了時にその都度、毎年支払い請求権が発生することになります。

したがって、この場合の生存給付金については、契約によりある期間定期的に金銭その他の給付を受けることを目的とする債権を取得して、これを行使して受け取るというものではありませんので、定期金給付契約に関する権利には該当せず、支払期間中の毎年の保険年度の満了時に、生存給付金の受取人が保険料負担者(保険契約者)から贈与により取得したものとみなされ、贈与税が課税されることとなります。

<https://www.nta.go.jp/tokyo/shiraberu/bunshokaito/zoyo/150528/02.htm#besshi1>

★ 結婚・子育て資金を贈与した者が死亡した場合

- Q. 結婚・子育て資金を贈与した者が死亡した場合、資金管理口座にある残高(管理残額)は贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされるそうですが、どのような取扱いになるのですか？
- A. 受贈者が相続人であれば相続により、相続人以外であれば遺贈により取得したものとみなして相続税の計算をします。

ただし、この場合において、受贈者が贈与者(被相続人)から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかったときは、たとえ相続開始前3年以内に被相続人から暦年贈与を受けていたとしても、その贈与により取得した財産は、相続税の課税価格に加算されません。

また、相続又は遺贈により財産を取得した者がその相続に係る被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者(孫など)である場合には、相続税額が2割加算される規定がありますが、この管理残額に対応する相続税額は2割加算の対象にならないこととされていますので、孫などが相続する場合には、2割加算をする財産と2割加算しない財産とに区分する必要があります、2割加算しない部分は、次のように計算することになります。

(措置法第70条の2の3、10-2)

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/h27pdf/13.pdf>

受贈者の相続税額(2割加算前)×管理残額÷受贈者の相続税の課税価格=2割加算の対象にならない相続税額

https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippan_joho/pamph/sozoku-zoyo/201504/pdf/01-01.pdf#search=%E7%B5%90%E5%A9%9A%E3%83%BB%E5%AD%90%E8%82%B2%E3%81%A6%E8%B3%87%E9%87%91%E3%82%92%E8%B4%88%E4%B8%8E%E3%81%97%E3%81%9F%E8%80%85%E3%81%8C%E6%AD%BB%E4%BA%A1%E3%81%97%E3%81%9F%E5%A0%B4%E5%90%88

★ 贈与税のかからない財産

- Q. 贈与税がかからない財産もあるって聞きましたが、どんな財産なんですか？
- A. 個人が、贈与により財産をもらったら全てが贈与税の対象になるかというと、そうではなく、次のような財産は贈与税の対象にならないこととされています。

①法人からの贈与財産

法人から贈与を受けた財産は、贈与税の課税対象ではなく、所得税の課税対象になる。

②生活費等

扶養義務者相互間で、生活費又は教育費に充てるため贈与した財産のうち、通常必要と認められる範囲のもの

③心身障害者共済制度に基づく給付受給権

条例の規定により、地方公共団体が、精神又は身体に障害がある者に関し実施する共済制度で一定の定めに基づいて支給される給付金を受ける権利

④香典など

個人から受ける香典、花輪代、年末年始の贈答、祝物又は見舞い等のための金品のうち、社会通念上相当と認められるもの

⑤相続の年に被相続人から贈与を受けた財産

相続があった年における被相続人からの贈与（相続税の対象となる。ただし、配偶者控除の対象となる贈与財産や相続を放棄した者など相続税が課税されない者に対する贈与は除かれる）

民 法

★ 養子と特別養子

Q. 養子には2種類あると聞きました。どのような養子があるのですか？

A. 養子には、普通養子と特別養子とがあります。

①普通養子

普通養子(以後養子といいます)の養子縁組は、養親と用紙の同意で成立（養子になる者が15歳未満の場合は実親が法定代理人となって同意が必要）し、縁組届を市町村役場（養子が未成年者で子や孫で無い場合等は、家庭裁判所の許可が必要）に提出して受理されれば成立します。

養子は、このときから養親の嫡出子としての身分を取得すると同時に、養親及びその血族との間にも、養子縁組の日から血族間と同じ親族関係が生ずることになります。

つまり、普通養子の養子縁組がなされた場合には、養親子関係と実親子関係の両方が併存することになるわけで、養子となった者は、両方について相続権を有することとなります。

また、孫を養子にする場合、養子となった孫は、孫の身分と同時に実子としての身分も有することとなります。

②特別養子

特別養子とは、申し立て時点で、養子が6才未満であること（ただし、6才未満から養親に引き取られ養育された8才未満の子どもも可能）とし、法律上の実親との関係を消滅させ、養親との間においてのみ、実の親子と同様の関係を形成する養子のことをいいます。

特別養子の養子縁組がなされた場合には、養親の扶養義務と相続権をもつことになり、養子は養親の嫡出子の身分、「長男（長女）」を取得します。

養子縁組をしても実親との関係が残る普通養子とは、この点において大きく異なります。